

令和5年12月11日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	11-1	受理年月日	5. 12. 4
件名	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館7階 新日本婦人の会神奈川県本部内 ゆきとどいた教育をすすめる神奈川県実行委員会 代表 田中 由美子 外14, 023人	井坂新哉		
1 請願の要旨			
<p>(1) ゆきとどいた教育の実現と私費負担軽減のため、県の教育予算を大幅に増やしてください。</p> <p>①公立学校の正規教員を大幅に採用し、少人数学級の実現と教職員の未配置問題を解消してください。</p> <p>②今後感染症が拡大することがあってもフィジカルディスタンスを確保しつつ授業ができるように、県内の公立の小学校・中学校・高等学校の20人以下学級をめざし、少人数学級を実現してください。</p> <p>③県立のインクルーシブ教育実践推進校の教育条件を改善充実してください。</p> <p>④少人数学級の実現に向けて、県立高校の統廃合をやめてください。</p> <p>⑤県立高校の一学年9クラスや10クラスの過大規模校を8クラス以下の適正規模に戻してください。</p> <p>⑥過大規模化の解消のため、県立特別支援学校を増設してください。</p> <p>⑦県立学校の耐震工事・老朽校舎の改修工事を計画的に早急に行ってください。</p> <p><u>(2) 教育の無償化、保護者負担軽減をさらにすすめてください。</u></p> <p>①教育の無償化前進のため、公立の小学校・中学校での教育活動に不可欠な教材費・給食費の無償化や、県立高校の図書費や教育振興費などの学校納付金を軽減してください。</p> <p>②県立高校生への給付制奨学金の創設・拡充など、奨学金制度をさらに充実してください。</p> <p><u>③私立の学校および幼稚園に通う子ども・保護者のために、教育費の補助をすすめ学費負担を軽減するとともに、私学助成をさらに充実してください。</u></p> <p><u>④県外の私立高校へ通学している生徒にも学費補助をおこなってください。</u></p> <p>⑤全県一学区のため高額になっている県立高校生の通学費補助を検討してください。</p> <p>⑥フリースクールなどに通う不登校の子どもたち一人ひとりに、十分な学びのための予算を措置してください。また、不登校の子のために居場所を作ってください。</p> <p>⑦県立高校で保護者負担となっているデジタル端末を公費で購入し、生徒に無償で貸与してください。</p> <p>⑧公立学校の給食について、国産・地場産の食材の使用を勧めてください。</p>			

2 請願の理由

今、全国的に教員不足が深刻になっていて、産休・育休の代替の教員でさえ確保が困難になっています。

県教委が昨年10月27日に発表した児童生徒の問題行動調査では、

暴力行為は、小学校で 6,224件（前年度比 170件増 1.03%増）

中学校で 1,953件（前年度比 245件増 14.3%増）

いじめの認知件数は、小学校で 25,770件（前年度比 6,480件増 33.6%増）

中学校で 4,820件（前年度比 1,201件増 33.1%増）

不登校を理由とする長期欠席者は、小学校で 6,267人（前年度比 1,141人増 22.3%増）

中学校で 10,362人（前年度比 1,243人増 13.6%増）

全県的に学校現場では問題行動克服のためにさまざまな取り組みが行われている中、残念ながらすべての指標が前年度を上回っていて、学校現場の努力だけでは問題行動を改善できない事態になっています。

子どもたちが成長・発達段階で様々な問題を引き起こすことは当然のことですが、それを解決するための努力を私たち大人はしなければなりません。どの子にもゆきとどいた教育を目指し、学力向上でも生活力向上でも、人的・物的条件の改善が図らなければならず、その基本的な解決策として、「1 請願の要旨」にある請願項目を要求します。

請願番号	13	受理年月日	5. 12. 4
件名	教育費の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階 神奈川私学助成をすすめる会 代表者 清水直哉 外54, 999人	井坂新哉 大山奈々子		
<p>1 請願趣旨</p> <p>神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、今年度は国・県とも増額されました。さらに神奈川県の私立高校生への授業料補助は、年収700万円未満世帯まで私立高校生の授業料平均額（456,000円）、多子家庭（15歳以上23歳未満の子ども3人以上）の家庭には年収800万円未満の世帯まで456,000円補助（その上は910万円未満世帯まで193,200円補助）の制度は維持されました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。</p> <p>しかし、増額されたとはいえ経常費補助は、幼稚園を除いて小・中・高と、国基準額に達していません。その全国順位は、神奈川県の近年の努力に関わらず、高校は47都道府県中43位、中学校では45都道府県中45位、小学校は36都道府県中で33位と、全国最下位水準です。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。今後10年で中学卒業業者数が1万人減るという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められています。</p> <p>さらに授業料補助は対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設費などの負担額が年間約27万円残されています。また近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現した東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設費等を合わせた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りしています。また東京都では私立中学校に通う年収910万円未満の家庭にも授業料補助の制度も新設されました。昨今の物価上昇に対して、やっと給与の改善が見られ始めましたが、そのために所得制限にかかってしまうようでは逆効果です。保護者負担の軽減は、まだ道半ばです。</p> <p>私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴ある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいっそう拡充していくことは県政における最重要課題です。</p> <p>以上のことから、次の事項について請願いたします。</p> <p>2 請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 私立学校への経常費補助を国基準と同等にしてください。 2) 施設設備助成を行ってください。 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金を拡充してください。 4) 県独自の、私立中学校への学費補助制度を創設してください。 5) 生徒減少期に「学級規模の改善」と「専任教職員増」を可能にする特別補助制度を創設してください。 6) 私立幼稚園への私学助成について <ol style="list-style-type: none"> ①私立幼稚園への経常費補助を増額してください。 ②私立幼稚園が行う特別支援教育に対しての助成を充実させてください。 ③教職員の勤務条件を改善するための助成を増額してください。 			

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	6	付議年月日	5 . 6 . 1 9
件名	ともしびショップ県庁店の復活を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	藤沢市大庭5066-1 湘南小糸6-106村田方 障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会 代表 今津一男 外2人		
<p>陳情の趣旨</p> <p>「ともしびショップ」は、障害者が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくために、神奈川県社会福祉協議会が認定している喫茶店や売店です。「ともに生きる福祉社会づくり」を目指す「ともしび運動」の輪を地域に広げていくための一つの形として、平成元年（1989年）に第1号店の県庁店がオープンして以来、県内各地の公共の建物や公園など、さまざまな場所に開設されています。</p> <p>しかし、本年3月、採算が取れないとのことで県庁店が閉店となりました。「ともしびショップ」は、特別支援学校の生徒にとって就労経験を広げる貴重な実習先ともなってきました。特に喫茶業務は人気の職種であり、今回の閉店は、多様な就労経験の機会を確保する上でも、ともに生きる共生社会を目指す上でも、大きな損失となります。</p> <p>この4月には、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されました。今後、条例に基づいて「基本計画」が策定されるとのことですが、条例が「施策の推進にあたっては、障がい当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制の更なる整備・拡充、担い手となる人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ、柔軟かつ果敢に見直しを行うこと」との意見を付して全会一致で可決されたことを踏まえ、今回の閉店を一事業者の問題とせず、県として課題認識を持って取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>現在、県庁店跡地を障害福祉で活用するよう検討中とのことですが、以上を踏まえ、次のように陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>ともしびショップ県庁店を、従来の喫茶店形式で復活させてください。</p>			

令和5年12月4日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所 川崎市川崎区渡田向町20-3

氏 名 田 邊 千司子

陳情書の取下げについて

去る令和5年7月10日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたいので、よろしくお願ひします。

陳情番号 第8号

件 名 旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書提出についての陳情

陳情番号	8	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書提出についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	川崎市川崎区渡田向町20-3 田邊 千司子		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書を提出して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>現在、結婚に当たってはほとんどの場合、女性が改姓をしています。女性の社会進出が進む中、勤務先や日常生活での不便さを訴える声は少なくはありません。</p> <p>各省庁はすでに運転免許証や住民票、マイナンバーカード、パスポート、法人登記簿などについて旧姓併記ができるように改めており、多くの企業が職場での旧姓の通称使用を認めています。しかしながら、旧姓の通称使用は法律に基づいていないために、例えば民間公益法人の資格や金融機関など、旧姓の通称使用を認めていないケースがあります。</p> <p>政府は令和2年、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定し、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じる事のないよう、引き続きの旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」と明記しました。</p> <p>つきましては、政府及び国の関係機関に、旧姓の通称使用の拡大に向けた現実的な制度の導入などを求める意見書を貴議会として提出して頂きますようお願い致します。</p>			

陳情番号	9	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	神奈川県営の30代以下の若者向けの発達障害者の当事者会の開設を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>30代以下の若者向け発達障害者のための神奈川県営の当事者会を開設するよう神奈川県に求める。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>最近発達障害者が増加しています。東京では、発達障害者の当事者会がありますが、神奈川県は、発達障害者の当事者会が少なく、特に30代以下を対象にした当事者会がとても少ないです。</p> <p>神奈川県が30代以下の発達障害者のための神奈川県営の当事者会を開設して当事者同士の交流を深めたり共有できる場をつくるべきだと思います。</p>			

陳情番号	16	付議年月日	5. 11. 16
件名	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>県民（市民）のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。</p> <p>政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付はずし（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。</p> <p>介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。</p> <p>制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。 2 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと。 3 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。 4 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。 <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	21	付議年月日	5. 12. 1
件名	障害者総合支援法に基づくサービス受給者証の更新手続きの改善を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>障害者総合支援法に基づくサービス受給者証の更新手続きをウェブでもできるようにし、手続きの簡素化を進め障害を持っている人による更新手続きの負担の軽減を神奈川県議会が県内市町村（政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市を含む）と政府に意見書を出す。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>障害者総合支援法に基づくサービス受給者証は、障害を持っている人がグループホームなど障害者施設の利用に必要な書類です。しかし、その更新手続きは、手書きによって行われており、さらに更新手続きの申請書に記入する量が多く手が不自由な方など手書きが苦手な方にとっては負担になっています。</p> <p>そこで、提案ですが、障害者総合支援法に基づくサービス受給者証の更新手続きをウェブでできるようにし、さらに更新手続きによる申請書の記入量を減らすなど手続きの簡素化を進めていくよう神奈川県議会が県内市町村（政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市を含む）と政府に意見書を出すべきではないでしょうか。</p>			

陳情番号	22	付議年月日	5. 12. 1
件名	テレビの解説放送の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>目が不自由な方のためNHKや民放で放送されるアニメなど子ども向け番組での解説放送番組の拡充を求めるよう県議会が政府に意見書を出す。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>NHK総合で平日の朝8時から放送される朝の連続テレビ小説ブギウギでは、副音声にするとナレーターが場面を解説する解説放送を実施している。最近では地デジ化に伴い実施される番組が増えてきた。一例を見ると2023年4月時点での番組編成では、フジテレビの日曜日の朝から深夜に放送される子どもに人気があるアニメ番組では副音声による解説放送が実施されている。(サザエさん、ワンピース、鬼滅の刃 刀鍛冶の里編など) それに対してNHK教育テレビで放送されるアニメなど子ども向け番組についてはほとんど実施されていない。(おかあさんといっしょ、いないいないばあっ!、おじゃる丸、忍たま乱太郎など)</p> <p>この現状を打破するため神奈川県議会は、政府に対してアニメなど子ども向け番組での解説放送の実施の拡充を求めるよう意見書を出すべきではないだろうか。</p>			

陳情番号	26	付議年月日	5. 12. 4
件名	未来を担う子どもの支援に関する条例について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	川崎市幸区古市場1-42-25 岡田行史		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>未来を担う子どもの成長に寄り添って成長が支えられるように条例の制定を求める。陳情の理由のとおり、子ども支援（いじめ、虐待、体罰等に悩み苦しむ子どもへの支援・子どもの育ちを支える者への支援）を総合的に推進し、子どもの最善の利益を実現するための仕組みづくりが急務である。保健、医療、福祉、教育などの分野において、子の視点に立って成長を支えられるように、県民や各機関等が最大限に連携して取り組むことを前提に検討していただきたいと願う。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2. 1 意義</p> <p>子どもは、それぞれが一人の人格をもつ人間である。その子どもにとって、かけがえのない存在価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営みであり、それはまた、共同社会の存続と発展のためにも欠くことができないものであって、これを支えていくことが望ましい。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。</p> <p>しかし、少子化や核家族化にともなって、子どもたちが暮らす地域社会においては、人間関係の希薄化や経済的格差の拡大等、その環境は複雑化している。このような中で、いじめ、虐待、体罰や不登校といった様々な問題を抱え、悩み苦しむ子どもたちをいかに支援するかということを経営最大限に配慮することが大切であると考え。かけがえのない子どもたちが困難に遭遇したとき、きめ細やかな状況に応じて様々な支援につながるような相談・救済のしくみづくりを進める仕組みづくりが必要と感じる。</p>			

2. 2 要望の格子

2. 1の意義をなすため、以下に基本的な実現したい要望を示す。

(1) 理念

- ①子どもへの支援・子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていけるよう、その人権が尊重されること
- ②子どもが、その成長段階に応じ、主体的に社会に参加することができる環境を整備すること
- ③子どもが、相互に人権を尊重し、次代の社会を担うことができるようになること

(2) 機会

子どもの育ちを支える者への支援として、父母およびそのほかの保護者、地域の関係者、教育関係者等がゆとりのある環境で子どもと接することができること

(3) 相互連携

関係者の連携協力による重層的かつ継続的な子ども支援の実施ができること。これにより、幼児期から成人に至るまで包括的なサポートを享受できること

2. 3 子どもの視点に立った条例の参考

2. 2の具体的な施策のため、他自治体を参考にする。神奈川県内では、川崎市が子どもの権利に関する条例として制定されており、子どもの権利が総合的かつ計画的に保障されることを目的として策定することが継続してなされている。また長野県としては、子どもが伸び伸びと暮らせるように育つ地域社会の実現を目指して、自己肯定感を育むための取り組みがなされている。

2. 4 県で制定して欲しい条例の例

2. 3で紹介する長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年7月10日条例第32）が、すでに子どもにとって福祉的な意義がともなっていることから、本案をベースとする条例採択を望む。なお、かながわグランドデザインにも沿った県民意見の反映を期待しており、要すればパブリックコメント等の募集があってもよいと考える。

陳情番号	27-1	付議年月日	5. 12. 4
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館402 ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会 代表 玉 腰 了 三 外11, 707人		
陳情趣旨			
<p>障害のある人の可能な限り最大限の発達を保障する「インクルーシブ教育」の推進は、障害者の権利条約にもあるように、重要な施策です。</p> <p>その推進のためには、「連続性のある多様な学びの場を保障」する条件整備が不可欠です。現状では、神奈川県の特設支援学校は、入学を希望する児童生徒数が増加し学校過密化が進んでいます。同時に、小学校・中学校・高等学校等においても、教育的ニーズに対応した適切な支援と、障害特性に応じた合理的配慮を求める声も高まっています。</p> <p>特別支援学校については、過大過密状態を解消するため、「特別支援学校の設置基準」が2021年9月に策定されました。設置基準では児童生徒数に応じた基準面積が定められました。しかし、この面積の中には、例えば高等部の職業教育に必要な作業教室が想定されておらず、特別支援学校の教育課程の実態に合っていません。神奈川県は「かながわ特別支援教育推進指針」を策定し「設置基準」の基準面積に基づき、児童生徒数の在籍数の2040年度までの将来推計が試算され、2つの学校の新設などが必要として建設計画が具体化されました。しかし、既存校はさらに過密化しており、「基準」にある図書室さえも確保されていない現状が続いています。また指針には「居住地に近い学校の整備」が記述されています。学習環境が不十分な「校舎」や「分教室」ではなく、義務制学校に併置された小規模な特別支援学校の設置等、早期に実施できる対応を望みます。</p> <p>今、年度当初からの教職員未配置が全国的問題になっています。神奈川県においても5月1日現在で、小学校102名、中学校44名、高校11名、特別支援学校77名の未配置の状況があります（政令市を除く）。この解消のためには抜本的な教職員の勤務条件・待遇、教職員増による業務軽減等の抜本的な改善が必要と考えます。</p> <p>障害者福祉施設においては、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。</p> <p>私たちは神奈川県の子どものためにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p>			
陳情項目			
<ol style="list-style-type: none"> 1 インクルーシブ教育を推進するため、障害のある児童生徒の教育的ニーズに基づく多様な学びの場を保障し、継続的な支援を保障できるよう、公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で正規教職員を増員してください。 2 現在、過密状態となっている特別支援学校について、教育活動に必要な特別教室の確保を前提とした上で、児童生徒数に応じた適正な校舎面積を確保できるようにするため、居住地に近い新たな学校建設を早期に進めてください。 3 医療的ケアが必要な児童生徒の安全な医療的ケアの実施のため、ケアの件数に応じた看護師を全国平均並みに増やしてください。 4 公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員不足を解消するための抜本的な施策を講じてください。 5 放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。 			

健康醫療局關係陳情

陳情番号	10	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫		
<p>【陳情項目】</p> <p>2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。</p> <p>【陳情の理由、経緯など】</p> <p>6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡り、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。</p> <p>特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が15%あったことも明らかになりました。</p> <p>そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要不可欠な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・</p>			

原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱えていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上

陳情番号	17	付議年月日	5. 11. 16
件名	健康保険証廃止の中止などを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受け入れられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>マイナンバーカードをめぐる問題が続出するなか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。</p> <p>マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証を一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法律の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、十分な審議が尽くされたとは到底思えない。</p> <p>健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されている。また、保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。</p> <p>健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められる。</p> <p>よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持てず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>一 現行の保険証を残すこと。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

兩局共管陳情

陳情番号	14	付議年月日	5. 11. 16
件名	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。</p> <p>日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。 <ol style="list-style-type: none"> 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。 介護施設や有床診療所等で行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。 患者・利用者の負担を軽減すること。 <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	15	付議年月日	5. 11. 16
件名	国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。</p> <p>しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数でみれば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではありません。更に、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。 一 すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。 以上 			

陳情番号	23	付議年月日	5. 12. 1
件名	障がい福祉における「真の地域福祉の実現」と「県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化等の慎重な検討」を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
I 陳情の要旨			
<p>1 県が責任を持って「真の地域福祉の実現」をするようにして下さい。 現在の神奈川県において、どんな障がいがあっても安心して豊かに暮らせる地域が実現出来ているとは言えない実態があります。 神奈川県の地域福祉水準を引き上げるには、県の果たす役割も重要であり、県下市町村と福祉事業者への実質的に効果ある県の支援が早急に必要です。 先に制定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第4条（県の責務）」では、「県は、前条に定める基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。」と規定しています。</p> <p>そこで、以下の事項を早急に県が実施するようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内の障がい当事者が望む生活の場と現在の生活状況等に関する実態調査。 (2) 県内の障がい当事者が県外施設に入所及び県内外精神病院に入院している実態調査。 (3) 県内の福祉サービス事業所の利用者状況、及び、サービスの質、職員労働条件、虐待の有無等に関する実態調査。 (4) 全ての県立障害者支援施設の規模縮小に伴い、新規入所が停止（一部は継続）される可能性があるため、障がい当事者の入居ニーズに応えられる受け皿の早急で十分な整備。 (5) 地域福祉推進のための神奈川県独自の市町村負担のない助成制度の策定と実施。 (6) 国への福祉サービス報酬制度改善の意見書を提出。 <p>2 県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化、及び他の県立施設の民間移譲は慎重に検討して下さい。 現在、神奈川県知事は、県直営の障害者支援施設「中井やまゆり園」を「地方独立行政法人」に移行させる方向で考えているとのことですが、独立行政法人にした場合には、指定管理者制度のような指定期間制限はなくなりますが、県の指導監督の不十分さ、運営交付金が十分に継続するか、などの様々な懸念や不安があります。 厚生常任委員会においても、同じ組織形態の県立病院機構を巡る情報開示の不十分さが指摘されたり、閉鎖性が強まって県の監視が行き届かなくなる懸念が示されていると聞いております。 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第20条（生涯にわたる障害者への支援体制の整備）」では、「県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努める。」と規定しています。 神奈川県立障害者支援施設は、今も待機者が多く、また「地域生活支援型施設」の核として地域福祉推進にも重要な役割があり、更なる役割・機能の拡充も期待されています。例えば、「強度行動障害」の状態にある人たちの緊急一時入所や集中的な有期限支援、適切な支援方法の研究、地域福祉サービス事業所や行政機関職員への研修・人材育成などです。 県立施設は県民の共有財産でもあります。民間へ移譲することで、これまで担ってきた役割機能はきちんと引き継がれるのでしょうか。県所管域と各障害保健福祉圏域の地域福祉を支える重要拠点として再整備するとともに、地方独立行政法人化や民間移譲など、その運営形態の変更については当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所、児童部門に関しては児童相談所、そして県民の意見も十分に反映した慎重な検討を是非お願い</p>			

たします。

また、民間移譲に当たっては、移譲先の選定方法について、指定管理実績だけでなく、プロポーザルによる選定など透明性のある選定方法の検討をお願いいたします。

II 陳情の理由

1 直近の将来展望検討委員会など、これまでに県が主催した有識者会議では、県立障害者支援施設の諸問題については議論されてきましたが、他方で、県内の地域福祉を担う様々な福祉サービス事業所については具体的な調査や問題点の分析がなされませんでした。肝要なのは地域での障害者の生活の場とその生活を支えるサービス提供の基盤整備です。このような地域における基盤整備を始めとした地域福祉推進についても県の果たす役割や責任があると考えます。

2 現在、神奈川県直営の中井やまゆり園改革を進めるため、新規入所を数年前から停止し、今後も停止継続されるとのことです。

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」の中では、中井やまゆり園（定員140名）以外の県立障害者施設（三浦しらとり園：定員112名、さがみ緑風園：定員80名、厚木精華園：定員112名）も小規模化し民間移譲を進めると記載してあります。

また、「今後方向性を検討」する3施設の内でもまだ小規模化していない愛名やまゆり園（定員120名）も、津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園と同様の60人規模に小規模化した再整備が行われるそうです。

その結果は、これから小規模化する全ての県立施設が「新規入所停止」状況になるわけです。

地域福祉の基盤がぜい弱な神奈川県の現状の中で、自宅での生活が難しい重度障がいのある当事者は、県内の入所施設もグループホームも利用できず、やむを得ず、県外施設や精神病院に入所・入院している実態がある中で、それが更に増大することが懸念されます。県の性急な施策展開は、逆に神奈川県の障がい福祉を混乱させる恐れがあります。

3 現在、神奈川県は、県直営の中井やまゆり園改革を進めるための「支援アクションプラン」を今年度から3年間の予定でスタートさせています。しかし、今年12月には「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を公表することを明言しており、そこでは「地方独立行政法人」化が検討されています。

これはタイムスケジュール的にも矛盾しています。3年間の改革に取り組み始めたばかりの職員からすれば、その成果を検証する前の今年中には、直営維持が県の方針で否定されることになるからです。改革に取り組んでいる現場職員のモチベーションはどうなるのでしょうか。

4 地方独立行政法人化した障害者支援施設は全国的にもほとんど存在していません。評価に足る実績等、エビデンスに関わる情報が十分でないままに行われる運営形態の変更は、県行政の立場だけでなく、福祉施設運営管理論等の立場からの専門的知見も含め、慎重に議論を尽くすべき問題だと考えます。

また、民間移譲についても、その理由として、県立施設が県の広域的施策である障害保健福祉圏域の中核的役割を果たしてきているにもかかわらず、「広域的な連携体制の構築に制約がある」として移譲の理由とされるなど不可解な説明もあります。

三浦しらとり園の児童部門については、「県所管域の障がい児の受け皿としても機能」していると評価されながら、「県立施設としての役割が低下している」との矛盾した説明すらなされています。このように「移譲ありき」の無理のある説明に、当事者の家族、児童相談所はじめ関係機関、関係者の方々の理解は十分得られているのでしょうか。

また、移譲先の選定方法に関する説明もなされていません。移譲先の選定に当たっては、指定管理実績だけでなく、施設利用する当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所等の関係者、そして県民の意見を反映し、透明性のある選定が行われる必要があると考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。